

2021年7月31日

一般社団法人 日本マンション管理士会連合会

「マンション管理適正化診断サービス」における 新型コロナウイルス対応について

日頃は日管連の業務に多大なるご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在新型コロナウイルスが全国に蔓延し、現在2都県において「緊急事態宣言」が発令されており、首都圏3県と大阪府の4府県においても発令が決定し、北海道などに「蔓延防止等特別措置」が発令されることが決定しました。

これにより、標記「マンション管理適正化診断サービス」の取り扱いについて、下記の方針で対応しますので、よろしくお願い申し上げます。

診断申込受付について

原則として、従来通り日管連事務局にて受付し、診断業務を実施いたします。
ただし、診断実施にあたっては以下の通りと致します。

① 緊急事態宣言が発令されていない地域

受け付けた診断依頼に基づき、担当診断マンション管理士を決定し、担当診断マンション管理士は、感染対策を充分行って診断業務を実施致します。

ただし、診断依頼受付後、管理組合様から診断を延期して欲しい旨の依頼があった場合は、キャンセル扱いとし、再度診断依頼を提出して頂きます。

なお、診断延期依頼のマンションの前保険契約が日新火災海上保険㈱である場合は、別途相談させていただきますので、その旨申し入れ下さい。

② 緊急事態宣言が発令された地域

上記の緊急事態宣言が発令されていない地域同様、受け付けた診断依頼に基づき、担当診断マンション管理士を決定しますが、管理組合様と診断マンション管理士との間で、感染対策を充分行う事を確認して診断を実施することとします。

ただし、診断依頼受付後、管理組合様から診断を延期して欲しい旨の依頼があった場合は、キャンセル扱いとし、再度診断依頼を提出して頂きます。

なお、診断延期依頼のマンションの前保険契約が日新火災海上保険㈱である場合は、別途相談させていただきますので、その旨申し入れ下さい。

本件に関し、ご不明な点がございましたら、日管連事務局までご照会下さい。
よろしくお願い申し上げます。

以上